

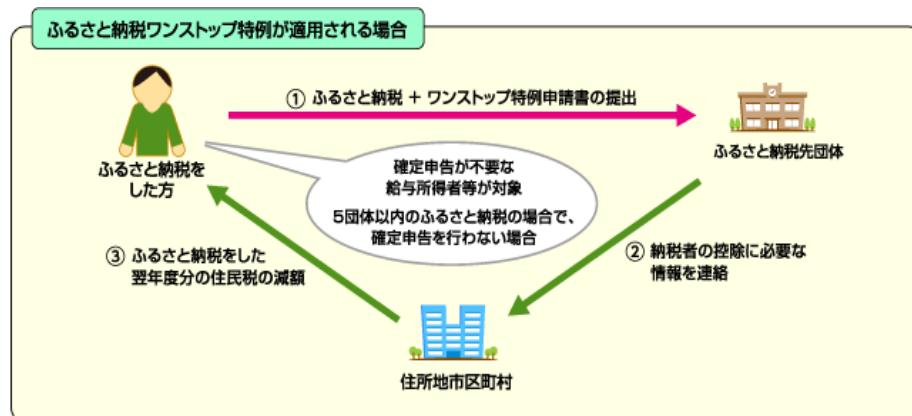
ふるさと納税ワンストップ特例制度についてのお知らせ

～ 確定申告不要のワンストップ特例制度による税控除手続が選択できます ～

県や市町村などの自治体への寄附（いわゆる「ふるさと納税」）について税控除を受けるためには確定申告の手続が必要です。

ワンストップ特例制度は、寄附先の自治体で申告特例の申請手続を行うことにより、確定申告の手続を要さずに、所得税の控除額と住民税の控除額を合わせた額が、お住まいの市町村に納めるべき住民税の額から控除される制度です。ふるさと納税に伴う寄附金控除手續簡素化のための特例制度で、給与所得者などの一定の要件に該当する方（裏面の「ワンストップ特例の対象となる方」をご参照願います。）が利用できます。

ワンストップ特例により税控除の適用を受けるまでの手続の流れは、次のとおりです。



(1) 申告特例の申請

ワンストップ特例を受けるためには、寄附先の自治体へ納税を行う際に「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の提出が必要です。中之条町への申請書提出期限はふるさと納税を行った翌年の1月10日必着です。提出方法は郵送・窓口持参のみ受付となります。中之条町へ2回寄附をした場合は、2通の申請書を郵送ください。申告漏れは控除の対象になりませんのでご注意ください。特例の適用申請後に転居による住所変更等、提出済申請書内容に変更があった場合、ふるさと納税を行った翌年の1月10日までに、ふるさと納税先の自治体へ変更届出書を提出してください。

※マイナンバー制度の導入により、ワンストップ特例申請書に個人番号の記載が必要となりました。これに伴い、番号確認と身元確認の2つの確認が必要となることから、次の書類(原本または写し)を添付の上、申請してください。

○番号確認に必要な書類

個人番号カード・通知カード・個人番号が記載された住民票のいずれかの書類の写し

○身元確認に必要な書類

個人番号カード・運転免許証・旅券のいずれかの書類の写し（お持ちでない方は、身体障害者手帳など、官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等がなされ、1. 氏名、2. 生年月日または住所が確認できるもの）

(2) 寄附金受領証明書について

ワンストップ特例の適用要件に該当しなくなった場合は、税控除手続の原則どおり、確定申告により寄附金控除の手続を行う必要があります。確定申告には「寄附金受領証明書」が必要となりますので、大切に保管してください。

(3) 申告特例の通知

寄附者の方の氏名や住所、寄附金額など、寄附金控除の手続を行うために必要な事項が、申告特例申請書に記載した住所地の市町村へ通知されます。

(4) 住民税の控除

寄附をした年の翌年度に納めるべき個人住民税所得割の額から、所得税において控除されるべき額に相当する額と住民税における控除額を合わせた額が控除されます。

控除後の額により納付すべき所得割額をお知らせするため、所得税のように還付が行われるわけではありません。

ワンストップ特例の対象となる方

ワンストップ特例による税控除手続を選択できるのは、お勤め先で年末調整を行う給与所得者の方など、ふるさと納税に伴う寄附金控除の申告がなければ確定申告も町・県民税の申告も必要がないと見込まれる方に限られます。

したがって、次のような方は特例の対象とはなりませんので、原則どおり、確定申告による控除手続が必要となります。

- ・個人で事業を行う方や不動産所得がある方、給与収入が2千万円を超える方などの確定申告が必要な方
- ・雑所得や一時所得、譲渡所得などの給与所得以外の所得が発生する見込みのある方
- ・雑損控除や医療費控除などの年末調整では手続を行えない控除の適用を受ける予定の方
- ・国や社会福祉法人への寄附など、自治体以外への寄附についても寄附金控除の適用を受ける予定の方 など

特例申請に当たっての注意事項

- ・確定申告又は、町・県民税の申告が行われた場合は、ワンストップ特例の申請がなかったものとみなされます。
⇒特例申請後に確定申告等が必要となった場合は、ふるさと納税に伴う寄附金控除も含めた内容により、申告手続を行う必要があります。
- ・ワンストップ特例が適用されるのは、特例申請を行う寄附先の自治体が5団体までの場合に限られます。
⇒5団体を超えて特例申請がなされた場合は、特例申請がなかったものとみなされます。
- ・特例申請後に住所が変更となる場合は、特例申請書を提出した寄附先の自治体への「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」の提出が必要です。
⇒変更届出書の提出を行わずに、特例申請による寄附金控除の通知が、寄附をした年の翌年の1月1日における住所地の市町村以外の市町村に送付された場合は、その寄附の特例申請がなかったものとみなされます。
- ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには・・・
⇒確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

ワンストップ特例による控除の内容

ワンストップ特例の申請を行った場合、ふるさと納税として自治体に寄附した金額のうち2千円を超える部分については、一定の上限まで、翌年度分の住民税から控除されます。控除の内容は、次のとおりです。

- ① 基本控除額…2千円を超える部分の10%を税額控除
 - ② 特例控除額…2千円を超える部分のうち、基本控除額と所得税における減税分相当額を差し引いた額
ただし、特例控除額については、住民税所得割額の2割が限度となります。
 - ③ 申告特例控除額…所得税における減税分相当額
- 特例控除額として控除を受けるべき額が所得割の2割を超えなければ、寄附金額のうち2千円を超える部分の金額が、寄附をした年の翌年度に納めるべき住民税から控除されることとなります。

※中之条町へのふるさと納税、ワンストップ特例申請書・申請事項変更届出書のお問合せ・提出については
〒377-0494 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 1091 中之条町役場地域共創課 ふるさと納税担当
電話：0279-75-8802 [受付時間／平日 08:30～17:15]

※ワンストップ特例による税控除額などの寄附金控除に関する具体的なご相談については
税控除の手続を行うこととなる市区町村（寄附をした年の翌年の1月1日にご住所のある市区町村）の税務担当課へお問い合わせ願います。中之条町の場合は、税務課住民税係（0279-75-8808）へお問合せください。